

い
し
め

はじめに

「いじめは悪いことだ」「いじめをなくそう」という声はとてもよく聞かれますが、いじめに関係した事件のニュースは後を絶ちません。

しかも、学校や教育委員会がいじめを認めず、非難されるケースもをよく見られます。

なぜ、こんなことが起きるのか。私はスクールカウンセラーとして多くの小中学校、高校で勤務してきました。幸いというか、大きいじめの事件に居合わせた経験はありません。

しかし、現場で経験を重ねながら大きいじめ事件が起きた時の報告書などを読んでいく中で、いじめを認めないメカニズムが見えてきました。

文科省の定義するいじめは以下のようなものでした。

「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」

平成十八年にはこれにさらに以下の文がつけくわえられました。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

これによって本人がいじめと感じている加害行為がほぼ全ていじめとなるはずですが、この定義ができた平成十八年以降の現在でも、学校や教育委員会、第三者機関等がいじめと思われる自殺が起きた後に「いじめはなかった」とすることが多く見られます。

私はこういった行為としてのいじめの定義ではなく、加害行為があるのにそれが見過ごされる、軽いものとして扱われるメカニズムこそをいじめと定義すべきだと提言します。

なぜこんな定義の変更を提案するのか。それを説明するのがこの本です。

まず、一章では今のいじめの定義によって何が起きているのかを説明し、大津市のいじめの事件を参考にしながら新しいいじめの定義とは何かを書いていきます。事例をあげることで今までのいじめの定義と私の提唱する新しいいじめの定義の違いが伝わるかと思います。

二章では、なぜいじめを起きるのか、そしてなぜいじめがないものとして扱われるかを、いくつかの心理学の理論を交えて書いていきます。

三章では新しいいじめの定義をつかって、いじめの諸問題を改めて考え直していきます。

四章では大津の事件のスクールカウンセラーの問題点を皮切りに、いじめとスクールカウンセラーや学校組織との関係を考えていきます。

五章は対策です。いじめを少しでも減らす為に何を变えるべきか書いていきます。

なるべく分かりやすい言葉で、大人だけでなく小学校高学年から中学生くらいでも読めるよう心がけて書いています。

それでは、いじめを巡る考察と提言におつきあいください。

150万とってもいじめじゃない！？

改めて文科省の提唱するいじめの定義を書いておきましょう。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

しかし実際には、いじめと思われる自殺等が起きた時に学校や第三者委員会がいじめはなかったと判断するニュースがよく見られます。

なぜこのようなことが起きるのか、この章では書いていきます。

昨年（二十九年）の一月に横浜市の教育委員会がとんでもない考えを示しました。

原発事故で横浜市に自主避難してきた生徒がいじめを受けていた問題で、生徒側が同級生におよそ150万円を払わされていた行為をいじめと認定するよう生徒側が求めたのですが、横浜市教育委員会はそれについて認定は難しい、つまりいじめではないという考えを示したのです。その理由については関わった子ども達が「おごってもらった」と答えていたからだとなりました。当然これは世間から非難轟々になります。

しかし、同じようなケースはととてもよく見られます。暴行を受けたような場合でも、教育委員会などの調査でいじめはなかったという結論がでることをテレビのニュースで見たことがある人も多いのではないのでしょうか。

暴力があつてケガをした場合でも、ふざけ合ってる中で起きたことだとか、相手も了承していたという判断がされてしまうことがあります。

いじめを飲酒運転事故に例えると

ほとんどのケースがそうとは限りませんが、こういったいじめ認定では不思議なことが起きることがあります。

特に被害者が遺書を残さず自殺した場合などはいじめではなかったとすることがあります。

これを飲酒運転に例えると理不尽さが分かるでしょう。

飲酒運転で交通事故を起こしてしまった場合、ただの業務上過失（交通事故）より犯罪は重くなります。仮に実は飲酒していなかったということがあとではっきりしたとしても、当然、交通事故を起こしてしまった罪は消えません。

しかし、いじめでは不思議なことが起きます。お金を恐喝したとされるような場合に、それがいじめでなかったと判定されると、恐喝もなかったことになってしまうのです。横浜のケースでは、自主的におごったからという判断で恐喝がなくなってしまいます。厳密には恐喝でないからいじめもないという判断になるわけですが、これはかなり理不尽な裁定です。

しかも、不思議なことにその判断をするのは警察や裁判所ではなく、学校や教育委員会といった教育機関なのです。こんなことは常識では考えられません。

いじめの定義を変える

なぜこんなことが起きるのか。

実はこれがいじめの本質であり、私がいじめの定義とすべきとするものなのです。

改めて、私のいじめの定義を述べます。

『暴力や恐喝など様々な加害行為があった時に、その集団の持つ空気や暗黙の了解などによって、その加害行為が加害行為と見えなくなる現象』

ちょっと固いので、もう少しシンプルにこの定義を書き換えます。

『集団の影響でその集団内で悪いことが悪いと判断されなくなる状態』

行為ではなく、その行為が見過ごされる理由をいじめとするのです。

このいじめの定義で横浜の恐喝の事例を見てみましょう。

150万円という大金を盗られたのは犯罪のはずです。しかし、学校関係者はその犯罪性をないものとししました。この犯罪を犯罪と見えなくしてしまった現象をいじめと定義するというのが私の意見です。

これからは従来のいじめの定義と区別する為に私の定義したいじめを「いじめ」と表記します

。

この定義変更は何の意味があるのか、よく分からない方もいるでしょう。

有名ないじめ事件を例に「いじめ」を具体的に見ていきます。

大津いじめ事件の「いじめ」

この事件では第三者調査委員会による調査が行われ、100ページを超える報告書が公開されました。調査委員会の中には尾木ママとしてテレビでも有名な尾木直樹さんもいました。

また、事件から2年後に共同通信の大阪社会部が詳しい取材を元に『大津中2いじめ自殺』をという書籍を出していて、そこに興味深い記述がありました。先ほど私が定義した「いじめ」が見える部分があったのです。従来のいじめの定義でいえば、いじめがいじめと見えなくさせるものがあったのです。

大津のいじめのクラスでは実は学級崩壊が起きていました。その方が授業がちゃんと受けられるからと、別のクラスに潜り込んで授業を受けていたという人がいたほどですから、学級の秩序はかなり崩れていたことが考えられます。

そういった中でふざけ合いの中で行われていたことが少しずつエスカレートしていきます。プロレスごっこはやがてケガをさせるようになり、虫を食べさせようとするまで行動はエスカレートしていきます。

大津のいじめは元々は親しい友人関係の中で起きたことであったり、途中でいじめ側といじめられ側による殴り合いのケンカがあったりと、よくあるいじめ像とはかなり異なった感じのようです。従来のいじめで考えると、こういったことはいじめがあったかどうかの判断を難しくするでしょう。

「いじめ」ではこう考えます。加害者、被害者の関係性を無視して起きたことをそのまま評価します。虫をムリヤリ食べさせるなどということは明確な犯罪行為なので、そういうものとして対応します。いじめかどうかの判断は必要ありません。起きた行為がどれだけの評価するだけです。

その上で、なぜこのような行為が見過ごされそうになったのだろうという部分で「いじめ」を考えます。大津のケースでは学級崩壊があったことはその一つの要素であったと考えられます。

いじめがあったかどうかではなく、起こった被害がどんな「いじめ」によって見えなくなってしまったのかを考えるわけです。

こういった評価をすることによって、いじめがあったかどうかの不毛な判断はなくなります。「いじめ」の定義は、現在のいじめの評価を変える為に必要なのです。

いじめは正義から生まれる

この章では、いじめを生じる心理や「いじめ」という集団が引き起こす力について、心理学の有名な実験や理論も交えて説明していきます。

まずはいじめる心理についてです。

いじめについて多くの人が誤解していることがあります。それはいじめは悪意から起きるものだという誤解です。もちろんそういうこともあります。それだけとは限りません。むしろ、いじめは正義によって行われることも非常に多いことを意識する必要があります。

昨年『ルポ ネットリンチで人生を壊された人たち』という本がアメリカで出版されました。この本はネットでの炎上騒動について書かれた本なのですが、炎上のほとんどは悪いことをした人を罰してやろうという私的な正義の心によるものでした。それが集団の力によって大きな影響を与えてしまいます。日本の炎上案件もほとんどはこの正義の心、義憤によって起こされたものです。

ネットでないリアルないじめにも、この正義という心は大きく関係します。例え相手に非があり、自分に正義があったとしても、個人や集団が一方向的に判断して裁いてしまうことはいけないことです。それは私刑、リンチとなるのです。

いじめは被害から生まれる

正義と似た心理として、自分達の方が被害者であるという被害者意識があります。

私達の方が嫌な思いをしている。だから攻撃していいのだ。そういった心理です。いじめられる側にも直すべきところがあるという声もこの心理でしょう。

とてもよく聞く言葉です。いじめられてる側が悪いことをしてるので、その自分達はやり返しているだけだという考え方です。悪いことをしてるのはむしろいじめられてる側だと。いじている当事者からすればいじめてるといった感覚がほとんどない場合もあるでしょう。

いじめられる側に直すところがあるかどうかはここでは問題ではありません。問題は、だから私達は彼を攻撃していいと思う心です。

被害を感じたり、正義があると思うと、人は加害行為をしていいと思いがちですが、もちろんそんなことはありません。

アッシュの同調実験

いじめにおける大事な心理はいじめをする行為だけではありません。もう一つの大事な心理はいじめがあることを意識しない、いじめを認めない心理です。いじめをつくりあげる集団の心理といってもいいでしょう。前の章ではそういった作用こそがいじめの本質であり、その力こそをいじめと定義すべきと書きました。

ここからは、有名な心理学の実験をふまえて、なぜこういった作用が生じるのかを書いていきます。

アッシュの同調実験という有名な実験があります。

これはソロモン・アッシュという心理学者が五十年代に行った実験です。

8人の被験者が集められ図を見せられます。図には3本の線があり、その中で一番長いものを被験者は順番に手を挙げて答えます。棒の長さは微妙などではなく、誰が見ても明らかな違いです。

実は、8人の中で本当の被験者は最後に答える一人だけで、後は全て実験者の指示で動くサクラです。自分の前の人達が明らかに間違いだと思える回答を何人も答えた時に、人はどんな回答をするのかというのがこの実験の目的なのです。

自分の前の人達が何人も間違った回答を出すと、全問正解した人は4人に1人でした。一目瞭然の問題でも7割以上の人が1問は間違えたのです。

集団というのはそれくらい力のあるものなのです。集団の中で本来なら違法なことが行われても、それが当たり前として行われていると、そのことに対して異を唱えるのは簡単ではありません。それは自分に被害が及ぶかもしれないというケースだけではないのです。

ミルグラムの服従実験

いじめを考える上でもう一つ大事な実験は、アッシュの弟子ともいえるミルグラムという心理学者によって行われた服従実験です。

服従実験も本当の実験の形を被験者に伝えず行う実験です。被験者は教師役と生徒役に分かります。教師役は別室の生徒役に簡単な問題を出します。生徒役が間違えた場合に電気ショックのスイッチを押すよう教師役は指示されます。電気ショックは生徒が間違えれば間違えるほど強くなっていきます。

実は、この実験の被験者も教師役の一人だけで、生徒役は被験者のフリをしている実験協力者、サクラです。電気ショックは実は全く与えられず、生徒役の話す言葉も全て演技です。生徒役が間違えた時に教師役がどこまで電気ショックを与えるかというのがこの実験の本当の姿なのです。

結果は驚くべきものでした。危険であると説明を受けた強さを超えて最大の強さまで電気ショックを与えた被験者は半数を超えたのです。生徒役の苦痛の音が隣の部屋から聞こえているにも関わらずです。躊躇した被験者も実験者の「実験を続けてください」という声に従うことが多く見られました。

様々な前提条件を変えて行われたこの実験からいくつかの重要なことが分かりました。一つは、多く的人是危険であると知りながらも、強制力のない指示に従って残虐な行為をしてしまうということです。責任は自分に指示を出した人があるのだからと、人は頼まれるままに残虐な行為をしてしまう傾向があるのです。

もう一つはいじめの発見にも関わることです。人は一度判断を下すと、次の判断もその判断を無駄にしないように同じ判断をしてしまう傾向があるということです。

学校でいじめが疑われることがあった時に（いや、それ以前のちょっとしたことがあった時に）、まあこれくらいは大丈夫だろうと判断すると、次に前より少し大きなことが起きた時に、これも大丈夫だろうと判断してしまう傾向があるのです。この繰り返しで、深刻ないじめがいじめと認められず見過ごされてしまうことは十分に考えられます。

割れ窓理論

もう一つ、いじめと関係する心理学の実験、いえ、実践を紹介します。

割れ窓理論と言われる理論があります。これは落書きなどの軽微な犯罪が見過ごされたままにしてあると、窃盗などの重い犯罪が増えるというものです。実際に落書きや壊れた車などを放置したところ犯罪率が上がったという実験も行われています。割れた窓を放置していると犯罪が増えるという意味で、割れ窓理論と名づけられています。

割れ窓理論を最も有名にしたのは九十年代のニューヨークの治安回復です。それまで危険な街として有名だったニューヨークですが、割れ窓理論を参考にし軽微な犯罪を見逃さない為にパトロールを強化したところ、ニューヨークの治安は回復し、気軽に観光できる街へと変化しました。この実践については対策の所でもう一度述べます。

学校でのいじめも、この割れ窓理論に通じる部分があります。大津のいじめ事件では、クラスが学級崩壊状態であったことは関係していると考えられます。クラスが荒れていて無秩序の方が当然いじめは起きやすく、深刻になりやすくなります。

いじめの集団心理まとめ

いじめはいじめる側の心の問題というだけでなく、環境や集団の影響が大きいことは心理学の様々な理論からも言われています。人は思っているほどに自分だけで自分の行動を決めていないのです。

だからこそ私はいじめを行為そのものではなく、その行為が見過ごされてしまう集団の作用と定義すべきと考えるのです。

ここで改めていじめを起こしてしまう、隠してしまう集団の心理について振り返りましょう。

アッシュの同調実験からは、人はおかしいと思っても周囲がおかしいと思わずやっていることに対しては、それはおかしいことでないかもしれないと周囲に合わせてしまう傾向があることが分かりました。

ミルグラムの服従実験は、人はその責任が自分がないと判断すると残酷な決断を消極的に行うことが分かりました。また、じょじょに状況が変わるような時に、自分が一度出した判断を否定しないよう次の判断をしてしまう傾向もあることも分かりました。

割れ窓理論の実験では、秩序がない混乱した場所では無秩序な行動を取りやすかったり、おかしいと思えなくなる傾向があることが分かりました。

こういったことから、集団の中で加害行為が起こってもそれを問題と見えなくなってしまうことがあるのです。さらに周囲が問題としなかったことで、加害者側がエスカレートするこもありえます。

いじめがクラスの中で見過ごされるだけでなく、担任など周囲の大人によっても見過ごされてしまうのは、こういった集団の影響によるものが大きいと考えられます。

いじめられる方にも問題がある

この章では、いじめのいくつかのトピックを「いじめ」の概念で考えていきます。

いじめを巡る議論で必ずといっていいほど聞くのがこの言葉です。前の章でも取り上げました

。

いじめられる側にも何らかの問題点がある。それを直せばいいのではないか。

これについても改めて「いじめ」を軸に考えてみます。

いじめられる側にも問題があるという言葉に対しては、犯罪を考えればすぐに反論できることです。泥棒に入られた時に防犯がしっかりしてないことは落ち度かもしれませんが、悪いのは泥棒であって、入られた被害者ではありません。

なぜこういう風に考える人が出てくるのか。これも「いじめ」というものが持つものだからこそなのです。暴力等の犯罪行為は普通なら加害者が悪いで終わるはずなのに、あたかもそこに犯罪がないかのように、もしくは例外のように考えてしまう。これが「いじめ」なのです。

では犯罪といえないようないじめについてはどうするかという問題がありますが、それはこの章の後ろの方で述べたいと思います。

体罰といじめ

学校での暴力という点では、体罰についてもふれなければなりません。

世田谷区長の保坂展人さんが指摘してるように、体罰もいじめと非常に似ているものです。それは外の世界では犯罪とされる行為が、閉じた世界の中でだけ犯罪でなく認められてしまう点です。

これはまさに「いじめ」と同じメカニズムです。

暴力は暴力であり、そこに余計な判断は必要ありません。そういった意味では、私はいじめという言葉も体罰という言葉も現実を歪めてしまうので必要ないと考えています。暴力のいじめも体罰もありません。そこにあるのはただの暴力でいいのです。

また、一部の非人道的な校則なども体罰と同じではないかと考えます。法律などの社会一般のルールを外れたその集団の中でのルールがある集団はいじめを発生しやすいのではないのでしょうか。

犯罪性のない (?) いじめ

ここまで暴力や恐喝など分かりやすい犯罪であるいじめを軸に扱ってきました。

しかし、いじめはそういった分かりやすいものだけではありません。犯罪性の少ないものについても考えていく必要があります。

ただ、実際そういったいじめは非常に少ないのではないかと思います。物を隠す、相手を罵倒する、よくない噂を流すなどの行為も、学校の外で行えば立派な犯罪になります。もちろん何でも警察を介入させた方がいいとはいえませんが、わざわざいじめという言葉を使わず、起きたことをそのまま悪いことと評価することが大事でしょう。

数少ない犯罪性のないいじめは無視や極端な逆えこひいきといったものです。逆えこひいきというと少し分かりにくいでしょうか。例えば順番で回ってくる掃除当番をずっとその人にさせるとか、そういうことです。集団の中である人にだけマイナスが多く来るようにすることです。

しかし、こういったことも犯罪とまでいかないまでも、大人の会社などでは裁判で争って社内いじめをした方が負けることがよくあります。いわゆるハラスメントといわれるものです。

こう考えていくと、法的に問題のないいじめ行為というのはほぼないように思えます。

集団といじめ

無視は集団であるからこそできる行為です。赤の他人やたまたま一緒になっただけのその時限りの人ではほとんど意味がありません。学校のクラスのような出入りが自由でない集団で、初めて大きなダメージが生まれるものです。

そういった集団というものは単純な友人関係だけでは条件を満たしません。なぜなら、友達関係は自由に出入りができるものだからです。クラスや部活のメンバーなど、そこから簡単には出入りができない私的ではなく公的な組織であることが条件になります。とはいえ、小中学生にとっては大半の友人関係がクラスや部活といった簡単に出たり入ったりできない場の人間関係になりますので、この区別はあまり意味がないケースも多いですが、この違いは無視を考える上で大事になります。

大人の世界で例えてみましょう。会社で社内でいないようなものとして扱われ、一切仕事がふられないような目にあって体調を崩した場合、会社側の責任が問われることになります。つまり、訴えた場合に会社に勝つことができる可能性が高いでしょう。

しかし、社内の全員から仕事上のこと以外一切口を聞いてもらえない人がいたとしましょう。この場合は、体調を崩して会社の人々を訴えても、勝てるかどうかはかなり微妙になりそうです。

このように公的な関係の中での無視と私的な関係の中での無視は微妙に重さが違います。これを再度、クラスに置き換えて考えてみます。クラス内で全員がずっと無視するような場合は学校の一員として過ごせず、精神的な苦痛が大きいものになります。授業中は口を聞くが、あまり好きではないので、それ以外では会話をしない同級生がクラスの何割かいるというような場合は別に問題はありませぬ。誕生会に呼ぶのは友達だけとして、ある同級生を呼ばなかったというような場合も当然いじめになりませぬ。

ただ、そういったものが集団の力が強い場合だと少し事情が違つかもしれませぬ。ある人に対して授業以外で口を聞かない人がクラスのほとんどだったりとか、同級生を全員誕生会に呼んだけど一人だけ呼ばなかったといった場合がそうです。あまりに集団の大部分を閉める人が無視や仲間外れに加担するようになると、そこには問題があるでしょう。それは集団の暴力になってしまいか。

「いじめ」はいじめを暴力などの犯罪的行為と見えなくさせる何かでした。「いじめ」を取ると、いじめはただの暴力になるのです。

大津いじめ事件とスクールカウンセラー

この章ではいじめとスクールカウンセラー（SC）のあるべき姿について考えていきます。

そのきっかけとなるのはやはり大津のいじめ事件です。大津の事件ではSCの対応が大きな問題になりました。

学校が自殺の主因についていじめではないという判断を下す際に、SCの見立てが影響を与えたことや、被害者の姉の面談の記録を学校の管理職が見れる状態であったことなどがSCの対応として問題になりました。これではSCは学校に近すぎるのではないかと。

本を出した共同通信社や第三者委員会は、SCは学校とは一定の距離を置くべきであるというスタンスを示しています。この学校のSCが職員室に常駐していたことや、学校に対して守秘義務を守らなかったことも両者は非難していました。

しかし、文科省や各県の教育委員会がいじめの対策としてSCに期待することは大きく違うようです。これらの機関や臨床心理士会などの心理の組織はSCにチーム学校の一員として学校と深く結びついて仕事をするように助言しています。それは大津の事件の後も変わりません。

どうしてこのようなことが起きているのでしょうか？

スクールカウンセラーと学校の関係

多くのスクールカウンセラーは、大津の事件を受けての提言に対して疑問に思っているはずです。大津のスクールカウンセラーと学校の距離感は決して珍しいものではありません。

守秘義務についても学校を含んだ一つの集団として守秘義務を守るという感覚でいるSCが多いと思われます。外部に秘密が漏れないように秘密を守るわけですが、それはどこからを内部とするかによって誰に話していいかが違って来るわけです。

学校現場の中では、相談の中で得た情報の全てを学校に伝えずにいるという姿勢では学校と一緒に問題を解決していくことは難しいでしょう。もちろん全てを伝えるというわけでもなく、相談内容によってはある部分を学校に伝えずにということもあります。そのへんはケースバイケースで、このへんをうまくできる人が優れたSCといえるのかもしれませんが。

それともう一つ、第三者委員会や新聞社が誤解していることがあります。SCが職員室によくいては生徒が相談に気軽に来れないのではないかという意見です。そもそも学校は授業中に授業とは別の場所にいることが基本できません。保健室で休むにしても、相談室に相談に来るにしても、先生に許可を取らなければいけませんので、授業時間に気軽に相談に来るということはありません。休み時間や放課後に相談に来ることはあるでしょうが、それは学校全体の時間からすると決して多い時間ではありません。

現在のSCは相談室にずっといるようなことなく、職員室で先生方と情報交換をしたり、授業の様子を見に行ったりすることが推奨されています。

大津のスクールカウンセラーは何が問題だったのか

では、大津のS Cは何が問題だったのでしょうか。

一つは、自殺の原因やいじめかどうかの判断についての見立てを学校に伝えたことです。

自殺の原因が学校内のトラブルであったかどうかを学校が判断する理由はありません。それは司法が判断すればいいことです。いじめがあったかどうかも学校側が判断する必要はありません。どんな暴行があったかどうかの事実だけを伝えればいいだけのことです。そこから先は警察や司法が判断すれば済むはずのことです。

「いじめ」の定義でも考えてみましょう。学校内でいじめと思われる事件があった場合、どうしてもそれは仲間内のふざけ合いでないか、大したことではないのではないかという方向に判断がいきがちです。そういった集団の空気が「いじめ」なのですから、それはクラスの生徒達だけでなく、学校の先生を含めた集団にまで広がっている可能性があります。この「いじめ」の感覚があれば、S Cが学校に対して伝える助言も変わったのではないかと思います。

そういった「いじめ」の定義が頭になかったとしても、いじめが疑われる自殺があった時点で学校と遺族である保護者が対立関係になることは予想できます。この時点で、遺族の相談を受けるなら学校との距離を取る必要があったでしょう。

いじめにスクールカウンセラーはどう取り組むか

では、いじめに対してスクールカウンセラーは何ができるのでしょうか？

多くの人が誤解しているかもしれませんが、重大ないじめがあった場合に学校に行ってS Cにカウンセリングを受けるとするのはあまりお勧めできることではありません。学校で傷ついた心をわざわざその場所である学校でカウンセリングを受けるとするのは、あまりいい方法とはいえません。大津のS Cが心のケアとして被害者の兄弟と学校で話した内容が学校側が知れるようになっていたというのは先ほど書きました。。

受けた傷にもよりますが、いじめが起きてからいじめの心の傷を学校の相談室で癒やすというのは、そこでしか相談できないような環境以外では避けた方がいいでしょう。

いじめに対してS Cができる仕事としては、生徒からの相談からいじめを発見し改善へと動き出すということがあるでしょう。その生徒に打ち明けることができた勇気を讃え、相談室の中だけの話にしないで学校全体で対応する同意をもらって動き出す。こんな感じでいじめの発見と改善にS Cが貢献することはあります。

「いじめ」とスクールカウンセラー

「いじめ」の概念からSCができるいじめへの対策を述べていきます。

いじめについてのSCのできることの一つに行動観察があります。厳密な意味での行動観察というのとは少し違うかもしれませんが、授業や休み時間などの学校での様子を見て、今までと何か違うことに気づいて、そこからいじめが発覚していくということがあります。

これは専門職の観察力によって気づくとか、毎日会っていないからこそ気づくという部分もありますが、ここに「いじめ」の概念を入れて考えてみます。

「いじめ」は集団の力によって本来なら許されないことが見過ごされる現象のことです。それは子どもの集団だけでなく、時として担任など大人も含めた集団にまで働くことがあります。学校が「いじめはなかった」と結論づけてしまうことにはこの「いじめ」の力が大人にまで及んでいるからと考えることができます。

SCはその専門性と学校という集団の中でも外である存在から、この「いじめ」の持つ集団の力に気づける存在です。そういった集団の力を発見することがSCの「いじめ」に対する大きな仕事の一つだと私は考えています。

「いじめ」から見る大津のスクールカウンセラー

もう一度、大津のSCについて考えてみましょう。

大津のSCについては、SCは学校と一定の距離を置くべきという第三者委員会や新聞社の提言がSCの現状に合っていないのではないかという指摘を前に書きました。しかし、これは決して第三者委員会等の提言が間違っていたというわけではありません。

ここでまた「いじめ」の出番です。

事件が明るみになることによって、学校という組織には起きてしまったことはいじめではないのではないかというそれまでもあった「いじめ」の力がよりいっそう強くなってしまっていました。起きてしまった暴力などをそう大きなものだとは認めたくない力です。

この段階でSCは学校と明確に距離を取って、「いじめ」の集団の力から離れるべきだったのです。

もっとも「いじめ」の概念を考えるまでもなく、いじめの有無を巡って学校と保護者が対立することが予想された時点で、SCは学校組織の一部という立ち位置から、学校と保護者の間の中立的な立場に立ち位置を変更すべきだと考えられます。

心の専門家として「いじめ」という集団の持つ力を見抜くことがSCに求められるいじめに対する役割だと考えます。

いじめをやめようから「いじめ」を知るへ

この章では「いじめ」の概念をふまえながら、具体的ないじめ対策を考えていきます。

私が定義した「いじめ」は、暴力など起きてはいけないことが見過ごされてしまう集団の力のことでした。

対策として真っ先に考えられるのはこのことを意識することです。

現在は「いじめはいけない」「いじめはやめよう」というメッセージがよくいわれています。この思いをみなで徹底すればいじめはなくなると。

ところが「いじめ」の定義を考えると、このメッセージが有効でないことが分かるはずで、いじめが行われる場合、これはいじめではない、これは許される行為だ、という認識が働くことがあるからです。正義の執行や被害者意識など、薄々はいじめと思っていたといとしてもブレーキがかからず、悪いことはしていないと思ひ込むメカニズムがあります。

これを予防する為には、そのメカニズムを知ってもらうことが大事です。いじめはそうと気づかずに、またはそうと認めずに行ってしまう可能性があるということを子ども達に知ってもらうのです。具体的に過去のいじめ事件でどんな「いじめ」が働いたのかを知ってもらうのも有効でしょう。

いじめは知らず知らずのうちにやってしまうものなのです。まずはその理解をし、自分や周りがそうなっていないか確認することが大切になります。

チクリについて

チクリという言葉があります。そういったことを嫌う人も多いことでしょう。

しかし、考えてみてください。目の前で犯罪が起こって、その証言をしない人がいたらどう思われるでしょうか。警察に伝えない方がいいことだと思う人はいないでしょう。暴力や器物破損などの犯罪を見たら警察に通報するはずです。それがなぜ学校などの閉じた空間になるとチクリとなるのでしょうか。

このように、その空間だけの常識で社会一般と違うことを考えてしまうのが「いじめ」なのです。

私刑のタブーを意識する

前の章でいじめは正義の心と被害者意識が起こすことがあるということを書きました。自分は正しい、自分は被害者だと感じた時の自分の行動には注意が必要になります。

どういった理由があろうとも自分達で相手を攻撃していいという私刑がいけないという意識が大事です。

世の中では、自分が裁くということは基本的にはいけないことなのです。何が悪いことなのかは法律で決められていますし、方に背いた行為は警察などが対応します。

もちろん、簡単に法律で割り切れないこと、悪いことだけど警察が動けないこともたくさんあります。それらを全て無視しろと言っているわけではありません。

大事なものは、自分達で判断して制裁するという行為の危険性を理解し、意識することです。私刑は人を暴走させる危険性を持っていることを意識することが必要となります。

いじめかどうかの判断は厳禁

次はいじめと思われることが起きた時の対策についてです。

いじめが疑われるような何かが起きた時に、先生や周囲がこれがはたしていじめだろうか検討することがあります。そして、この時にいじめでないと判断したことが大きな問題になってしまうことがあります。

学校がいじめかどうかを判断することは大きな問題があることは、「いじめ」の定義で考えればよく分かるはずですが。「いじめ」は起きている悪いことが集団の影響のせいで悪いと認識できにくくなる状況のことでした。先生達も集団の影響の中にいるので、起きていることを過小評価しやすいのです。

逆にいえば、このことを意識することは重要です。問題行動が起きた時に普段から関わっている人だと過小評価をしやすいことを意識し、今までのことを無視して今起きていることを評価する視点を持つのです。

それがいじめかどうかを判断しないで、起きたことをそのまま評価することです。いつもふざけあってるから今回もその延長だろうと考えず、暴力によってケガをしそうになったらそれは暴力として評価すればいいだけのことなのです。そこにいじめという言葉は必要ありません。

いじめは自殺の原因か問題

これも報道などで見て、不可解で不満に思う人が多いところでしょう。

教育委員会等がいじめは認めたが、いじめと自殺の因果関係は認めないということがあります。自殺した生徒には家庭に問題があった等、被害者の生徒をおとしめるようなことを教育委員会がいうのですから、怒りを感じる人も多いことでしょう。

自殺については、単一の理由だけでなく複雑な理由となることも多いので、確かにいじめだけが自殺の原因と断定することは難しいかもしれません。しかし、大事なことは加害行為があったかどうかです。長い間続いていた、ケガをするほだった、そういった深刻な攻撃があれば、それは自殺の原因の何割かを占めていたことは間違いないでしょう。仮にそれに匹敵する理由が他にあったとしても、何割かはいじめが自殺の原因であったことは変わりません。いじめが自殺の原因が八割であったとしても、四割であったとしても、起きてしまったいじめの問題の大きさは変わりません。

いじめが自殺の原因の何割であったかは裁判では問題になるかもしれませんが、それ以前の学校や教育委員会の責任の問題としてはほとんど関係ありません。

もちろん起きていた被害がとても軽く自殺との関連は考えられないものだったという結論はありえます。しかし、深刻ないじめがあったと認めたのに、生徒に別の理由があったからといじめと自殺の因果関係はないという結論は出すべきではありません。

いじめ以外にも自殺の原因があったかどうか、いじめが自殺のどれくらいの原因だったかどうかは司法で問われるべきで、それ以前の機関で勝手に判断することではないのです。

いじめが起きた後に評価すべきことは

では、いじめがあった時に何をどう評価すべきなのでしょう。

いじめと思われることが起きた時に評価すべきことはいじめの有無ではなく「いじめ」なのです。

いじめと思われる暴力等の行為があった時に調査すべきことは、なぜその行為が見過ごされて来たのかなのです。そこにどんな集団の影響があったかを知ることがなぜそんないじめが起きたかを解き明かすのです。

例えば、大津市のいじめでは学級崩壊の状態であったことはいじめが生じさせた一因であったと考えられます。その時の学級や人間関係がどうであったかを調査することによって、なぜこのようないじめが起き、見過ごされたのかを知ることができるはずです。そして、それは新しく起きるいじめを防ぐ為に有効な情報となるでしょう。

クラス解体論について

ここから先はいじめを減らす為には社会や学校はどう変わるべきかという大きな話です。

いじめはなかなか入れ替えのきかない集団ほど起きやすくなります。これは分かりやすいでしょう。嫌ならその集団から離ればいいという場ではいじめは成立しにくいのです。

なので、社会学者の内藤朝雄さんらはクラスを入れ替え可能な場にしてしまえばいじめは減ると提唱しています。クラス解体論です。

中学校が大学のように各自が単位を取って授業を受けられるようにするのは、他の学校や学校以外でも自由に単位が取れるなどするとさらにいいでしょう。ずっと同じクラスにいるということはなくなります。

これは確かに魅力的な話です。単にいじめが減るというだけでなく、子どもが人間関係をつくる場を増やせるということもありそうです。

しかし、これだけの変革には長い時間がかかることは間違いないでしょう。

そして、もう一つ見過ごせない点があります。それは地方の問題です。どの都道府県でも田舎の方に行けば、その中学校区のコミュニティが全てという所は多くあります。子どもの人数も少なく、その一つの集団で中学卒業まで暮らしていくしかありません。そういった場所ではこのようなクラス解体論は不可能です。

さらにいえば、そういった地方の田舎こそ、子ども達が減って地域の危機を迎えています。クラス解体論は確かに魅力的ですが、そういった地域にも意味のあるいじめ対策を考えていかなければなりません。

集団の一体感への強制を下げる

クラスを解体しなくても集団の一体感を強制する雰囲気減らすことはできるはずで

す。もうちょっと分かりやすくいいましょう。それは仲良くすることを強制しないことです。学校の中でみんな仲良くしましょうという指導をやめるということです。現在の学校では、全体で仲良くしようとするを目的とした活動が多くあります。

クラスには親友もいれば、ほとんど交流もない子、気が合わない子もいて当然です。全ての人と仲良くする必要はありません。同級生として一緒に活動する義務はありますが、友達になる必要はないのです。

これは大人の職場と同じです。職場では組織の一員として皆でやっていくことが求められますが、それ以上のつきあいは個人の自由です。会社外のつきあいを強要するよな会社は今の社会では非難されます。変にプライベートで仲良くすることを強要してはトラブルになりかねません

。

学校も同じです。無理に仲良くしようとするのではなく、仲良くしたい人と仲良くする。それとは別に同じクラスの一員としてちゃんとやっていく。それで充分なのです。

いじめ認知件数の増加

今のいじめ対策として見逃せない点があります。それはここ数年のいじめ認知件数の急上昇です。

特に小学校で顕著で、数年前まで五千件程度だったいじめ件数がここ一、二年では三万件を超えています。これはもちろんいじめが増えたというより、発見されたいじめが増えたと考えべきでしょう。

今までは見過ごしてきたいじめの芽もしっかり把握して対応する。この姿勢は一見正しいように見えます。しかし、こういった早期発見、早期予防には危うさもあるのです。

一例として、また大津の話を出します。

大津のいじめ事件の大津市の市長はいじめについての本を出しているのですが、その中で自分がいじめの講演をするとその学校でプロレスごっこがなくなると書いていました。

確かにプロレスごっこといわれるふざけ合いは外から見てるとふざけてるのかいじめなのかが分かりにくく、いじめの温床となっているのは事実です。

しかし、ふざけてじゃれる男子がいない学校が健全なのだろうかと疑問にも思います。

私の定義した「いじめ」は、そういったふざけ合いの空気がそれ以上の一方的な暴力へと変化していくことを見過ごしてしまうことでした。だからといって、その芽となるふざけ合いをなくそう、そういったものも問題としてカウントしようといってしまうと違うように思えます。

子どもがふざけ合うことのない学校が素敵な場といえるのでしょうか。小さな問題の芽をチェックして潰していてもうまくはいきません。大事なのは小さな芽が暴走しないようにすることなのです。

割れ窓理論の本当の姿

二章で紹介した割れ窓理論には実は続きがあります。

落書きやゴミのポイ捨てなど小さな違反行為が見過ごされることで、強盗などの大きな殺人が誘発されることが実験で分かったニューヨーク市警は、警察官の働き方のスタイルを変えました。それまでは犯罪が起きてから駆けつける為に警察署に待機している警察官が多かったのですが、警察署に待機する警官を減らし、パトロールで回っている警官を増やしました。事件が起きてもパトロール中でも駆けつけることができます。

この変化によって面白いことが起きました。警察官達はパトロールに出て落書きなど微細な犯罪を取り締まったのですが、それ以上に警察官と地域の人達のコミュニケーションが増え、警察と地域住民の間に人間関係ができていったのです。困ったことがあればパトロール中の警察官に相談したりといったこともあったでしょう。ニューヨークでは市民と警察の距離が縮まったことが治安回復を進めたのです。割れ窓理論はニューヨークで意外な効果をもたらしたのです。

これをいじめに当てはめてみましょう。今、現場で行われているいじめの芽となる小さなトラブルやふざけ合いをカウントしてしっかり対応しようというのは、微細な犯罪も見逃さずパトロールを重視する警察官と同じです。

しかし、ニューヨークの警察官は当初の目的はそうだったかもしれませんが、小さな犯罪を見逃さないように街全体をパトロールして監視していたのではありません。パトロールを重ね、地域住民と関係を築き、それが結果として犯罪の減少につながったのです。

つまり、学校の先生方もいじめの発見を目的とするのではなく、子ども達との交流を増やして関係をより築き、その結果として子ども達の色々な問題の改善が見えてくるのです。

これが割れ窓理論によるニューヨークの治安回復の実践例から日本の学校がいじめ対策として学べることです。

つまりいじめ対策に必要なものは

先生が子ども達との時間を増やす。なんだか当たり前のような対策で拍子抜けかもしれません。

現状の微細ないじめのきっかけを発見して報告するというのは、先生方の事務処理を増やし、子ども達と一緒に過ごす余裕を減らすので、むしろ逆効果です。重大ないじめ事案のみカウントすれば充分です。

子どもとの交流を増やすといっても、現在の多忙な状態では難しいでしょう。ニューヨークの警察は犯罪を待ち待機する時間をパトロールの時間に代えましたが、現在の小中学校の先生にはその代える時間がありません。

ですから、いじめ対策として真っ先にすべきことは教員の増員であり、その為の予算の増加です。それに加えて事務処理などの教員への負担軽減もされなければいけません。

では、どれくらい教員を増やすべきか。よく学校で一人二人増やすことや学級の人数を四十人から三十人に減らすことで教員を増やした効果について議論されますが、おそらく少しだけ増やしても効果は薄いでしょう。

余裕を持って子ども達に接するには今の状況の倍の先生が必要でしょう。先生が二人体制でクラスを見るくらいの増員が望ましいと思われます。

そんな無茶などと思われるかもしれませんが、オランダなどでヨーロッパの国々ではクラスの人数は二十人程度。そこに二人の先生がいるような状況なので、ざっと今の日本の四倍の先生がいます。私の案はそんなオランダの半分の先生の数です。決してできないことではありません。

そこまですぐにできないとしても、教員の数を増やすことはいじめの対策として必須といえるでしょう。

もちろん、ただ先生が増えただけでは充分ではありません。先生方がいじめとは何か、いじめはどんなメカニズムによつと生じるかを理解していなければ、今と同様に学校がいじめを認めないような事態が繰り返されることでしょう。

この章での冒頭でも述べたようにいじめの理解のある人を増やしていくこともとても大事になります。それは生徒でも先生でも同じです。

今いじめられている人へ

ここまではかなり理論的な話ばかりでした。最後に、今いじめにあっている人に向けての対策を伝えたいと思います。

今まで書いてきたように、いじめは集団のメカニズムによって引き起こされるものです。それに一人で立ち向かうのは大変です。

と、同時にいじめがその集団の持つ力に大きく依存していることは対策のヒントになります。

対策の一つは逃げることです。集団に対して一人で立ち向かうことなく、その集団を離れてしまうのです。学校でも何でも、いじめがきついと思ったら、その集団から逃げてしまいましょう。相手は集団の力なのですから、恥ずかしいことはありません。

対策の二つ目は、外部の力を借りることです。その集団の中での評価は関係ありません。暴力を受けたなら警察に相談しましょう。すぐには警察は難しいかもしれないと思う様な時は、外部のいじめ相談に連絡を取ってみましょう。いじめが起きている集団の外へと助けを求めます。これならいじめの集団の力は及びません。

声を上げよう

声を上げようといっても、いじめられている人へのメッセージではありません。これはいじめを見ているその集団にいる第三者へのメッセージです。

今まで述べてきたように、いじめはいじめてる側や周囲がいじめと思わずに行う可能性があるものです。ひょっとしたら、いじめられてる側もいじめだと気づいてないかもしれません。気づいてたとしても、なかなか自分からその状況を変えられません。

ですから、何か加害被害行為があると感じたら、周囲の人が声を上げることがとても大事なことです。当人達がそれでよさそうだから。言ったら自分も巻き込まれるんじゃないか。そういうことを考えて起きていることを無視したり、起きていないことと考えるのはいじめの大きな特徴です。なので、いじめは起きていることを当たり前のこととしてしまう空気を崩すことが最も有効な対策なのです。

いじめという言葉すら必要ありません。それは犯罪だ、見過ごしてはいけない、という声を上げることが最も大事なのです。

改めて結論

学校はなぜいじめを認めないのか。

今まで「いじめ」という新しい概念を使って説明してきましたが、改めて普通のいじめという言葉で説明します。

学校がいじめを認めないことが多いのは、いじめというものが暴力など起きた問題行動を問題行動とは認めない集団の力を持っているからでした。

いじめというものはそうだと認められにくい特徴を持っているものなのです。決して子ども達や学校が悪いというわけではありません。いじめはそういう性質を持っているもの。いじめそのものが悪いのです。

よって対策は、このいじめの特徴を多くの人意識することが第一となります。集団が持つ空気を常に意識しながら、その空気が判断から常識を奪っていないかを振り返ることが大事になります。

第一章

「大津中2 いじめ自殺 学校はなぜ目を背けたのか」
共同通信大阪社会部 PHP研究所 2013年

第二章

「ルポ ネットリンチで人生を壊された人たち」
ジョン・ロンソン 光文社 2017年
「服従実験とは何だったのか—スタンレー・ミルグラムの生涯と遺産」
トーマス・ブラス 誠信書房 2008年
「割れ窓理論による犯罪防止—コミュニティの安全をどう確保するか」
G.L.ケリング 文化書房博文社 2004年

第三章

「いじめの光景」保坂展人 集英社 1994年

第四章

大津市ホームページ

「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の調査報告書について」
<http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/kenzen/taisaku/1442305508389.html>

第五章

「いじめの構造—なぜ人が怪物になるのか」内藤朝雄 講談社 2009年
文部科学省ホームページ
平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（速報値）
について
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/1397646.htm
「教室のいじめとたたかう -大津いじめ事件・女性市長の改革-」
越直美 ワニブックス 2014年

ここまで読んでくださってありがとうございました。